

串本町妊産婦特別給付金交付事業

福祉課

(概要)

今回の特別定額給付金については、対象が基準日の4月27日において住民登録がある者となっているため、その段階で妊娠中の胎児については対象にならない。妊婦さんにとっては、今回のコロナウイルス感染症は、万が一感染しても薬が使えないなどのリスクが高いため、感染予防には必要以上の神経や費用を使っていると思われる。また出産時にも面会の制限などがあり、精神面でもかなりの不安を抱える状態となっているため、少しでも安心して妊娠生活を送り、無事に出産を迎えられるよう、特別定額給付金と同額の10万円を町独自で支給し支援を行う。

(支給対象者)

対象となる妊産婦が、令和2年4月27日（特別定額給付金の基準日）時点で串本町に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録を有している方で、次に該当する者。

- ・令和2年4月28日以降に出産された方、もしくは、8月31日までに妊娠届出書を提出して母子手帳の交付を受けている（受ける予定）の妊婦さんで、令和3年3月31日までに出産予定の方。

※転入された妊婦さんは本事業の対象とはなりません。

(支給額)

子ども1人につき10万円

(支給時期)

- ・これまでに出産されているお母さん、及び母子手帳をお持ちの妊婦さんに対し、申請書類を送付の上、手続きされた後に支給する。
- ・これから妊娠届出書を提出される妊婦さんに対し、母子手帳を交付する際に申請書類をお渡しし、手続きされた後に支給する。

(申請期間)

令和2年7月17日から9月30日まで